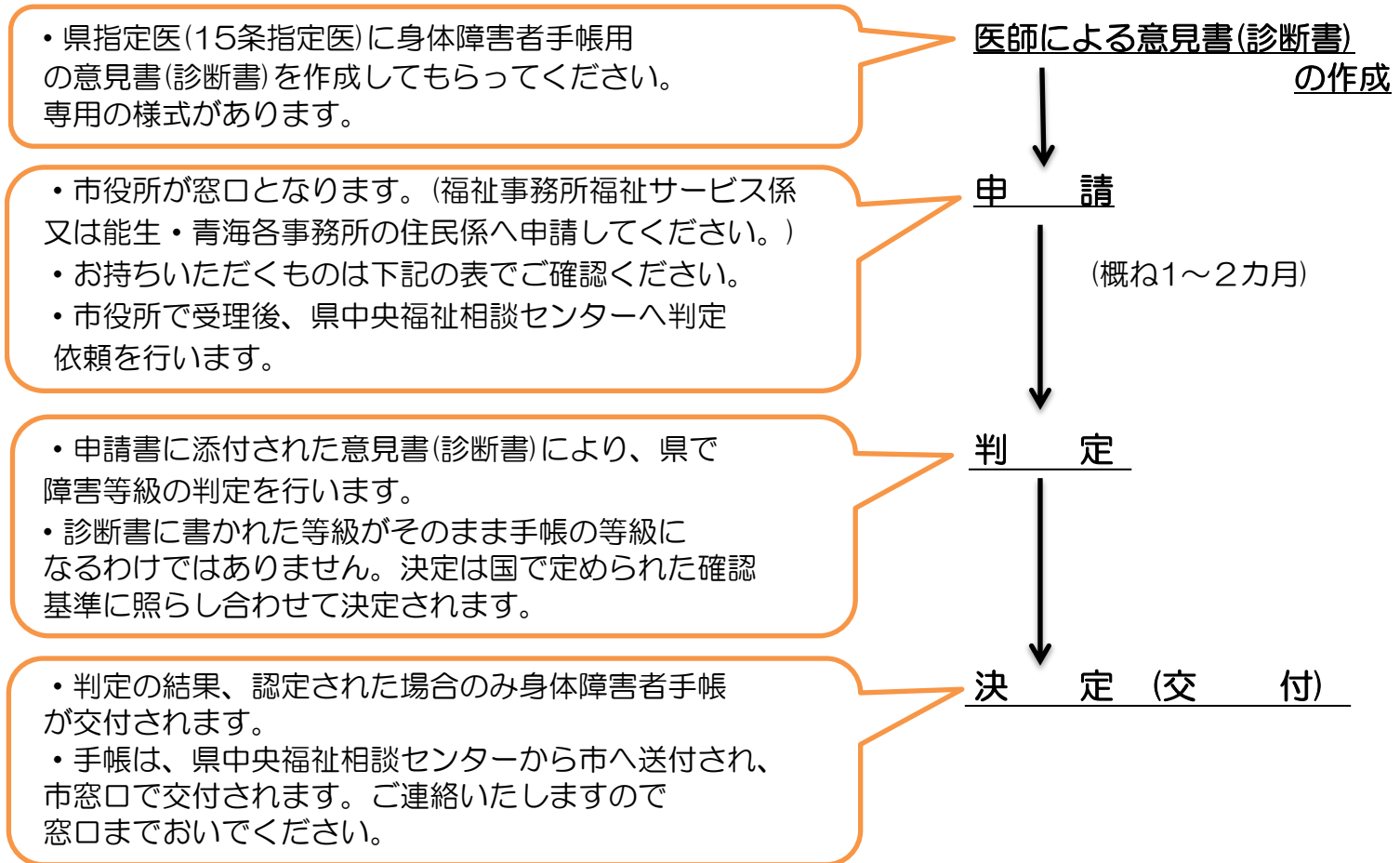


## 身体障害者手帳について

身体に一定の障害がある方に対して、身体障害者福祉法に基づき交付され、等級に応じて各種福祉サービスを受けられるようになります。障害の程度は1級から6級まであります。

### 【新規・障害追加・障害程度変更申請手続きの流れ】



### 【申請手続きの際に必要なもの】

| 申請内容                      | お持ちいただくもの                                |          |    |           |                       |
|---------------------------|------------------------------------------|----------|----|-----------|-----------------------|
|                           | 写真                                       | 意見書(診断書) | 手帳 | マイナンバーカード |                       |
| 新たに手帳を取得したいとき(新規申請)       | ○注1)                                     | ○注3)     | —  | ○         | マイナンバーカードは通知カードでも結構です |
| 再判定が必要とき(手帳に再判定の記載がある方)   | ○注1)                                     | ○注3)     | ○  | ○         |                       |
| 氏名・住所(同じ市内で)が変わったとき(変更届)  | —                                        | —        | ○  | ○         | *その場で手続きは終了します        |
| 手帳を紛失したとき(再交付申請)          | ○注1)                                     | —        | —  | ○         |                       |
| 手帳の破損・写真交換したいとき(再交付申請)    | ○注1)                                     | —        | ○  | ○         |                       |
| 障害の程度が変更または追加したいとき(再交付申請) | ○注1)                                     | ○注3)     | ○  | ○         |                       |
| 本人が亡くなったとき(返還届)           | —                                        | —        | ○  | ○         | *その場で手続きは終了します        |
| 市外に転出するとき                 | 糸魚川市福祉事務所での手続きはありません。転出先の市町村で手続きをしてください。 |          |    |           |                       |

注1) 写真のサイズは縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したものでスナップ写真でも結構です。

注2) ご本人が亡くなり手帳を返還して頂く際、印鑑は必要ありませんが、市役所の他の窓口での手続きが必要な場合、印鑑が必要な場合があります。念のため印鑑をおもちください。

注3) 医師の意見書(診断書)は概ね3カ月以内に発行されたもので原本です。写し(コピー)は不可です。

### 【その他】

交付決定がされて、窓口到手帳を受取りに来られる際は、等級の種類や申請の内容により、お持ち頂くものが異なります。交付の準備が整いましたら必要なものも合わせてご連絡いたします。その際は、等級により必要な手続きが異なります。お時間がかかる場合もありますので、予めご承知おきください。

一お問い合わせ先一

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市福祉事務所 福祉サービス係

TEL : 025-552-1511 FAX : 025-552-8250